

## 1 葛飾区景観地区条例が施行されました

葛飾区は、「葛飾柴又の文化的景観保存計画」の実効性を高めるため、平成 29 年 3 月に建築物の形態意匠、色彩に関するルールを定めた柴又地域景観地区を都市計画決定・告示するとともに、今月 21 日には工作物の形態意匠、色彩に関するルールを定めた「葛飾区景観地区条例」を施行しました。

工作物とは、建築物以外のもので、看板、広告板、広告物などが挙げられます。

なお、条例が決まったからといって、現状ある工作物をすぐに直していただくということではありません。今後、工作物を新しく設置したり、色彩の変更等を行う場合は、このルールへの適合をお願いすることとなります。

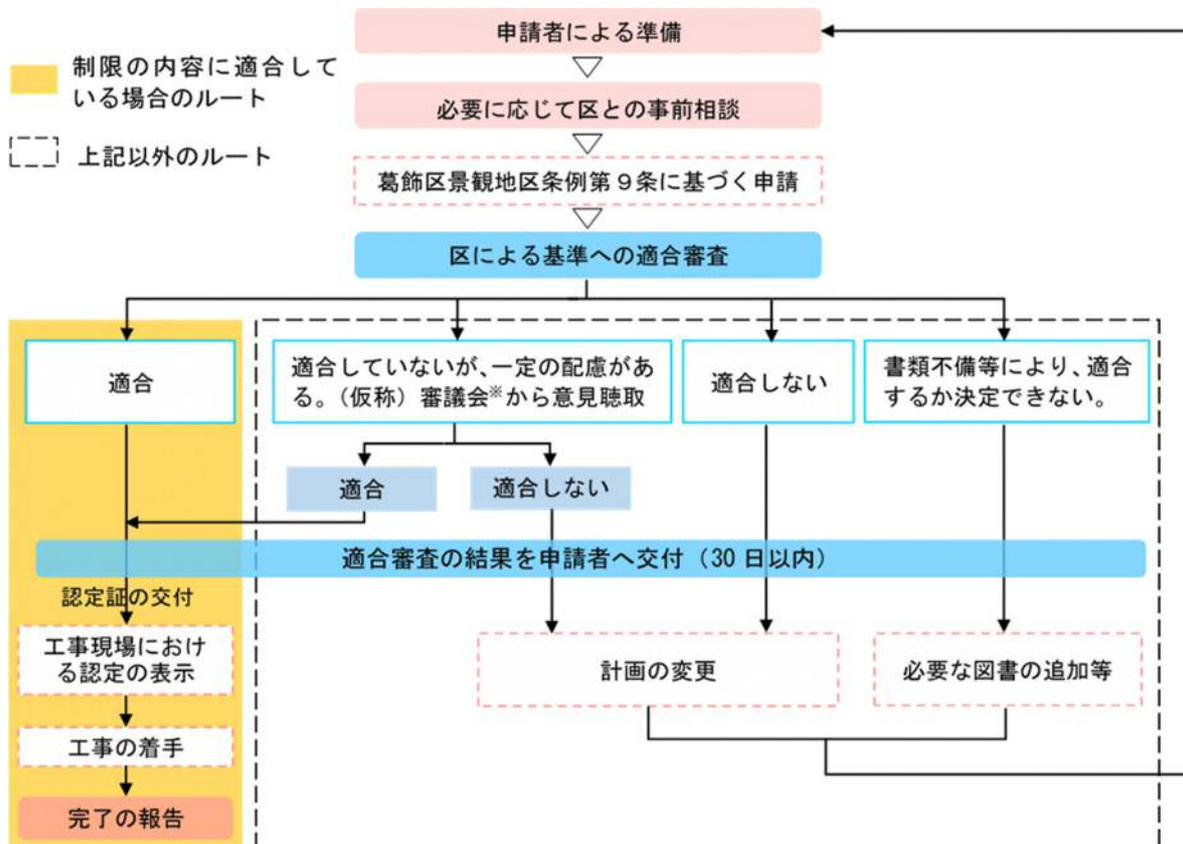
手続きの流れについては、「2 ルールを守るための手続きについて」をご覧ください。

## 2 ルールを守るための手続きについて

施行された日より、ルールの対象区域内における次の行為は、区長への認定申請が必要となります。（下図参照）

- 新設 □増築 □改築 □移転 □外観を変更することとなる修繕又は模様替え □色彩の変更

なお、柴又地域景観地区条例の内容や手続きの詳細等については、区ホームページからご覧になれます。



※（仮称）審議会とは、柴又地域文化的景観地域内における建築物等の現状変更について審議する区民・学識者・区で構成する会です。

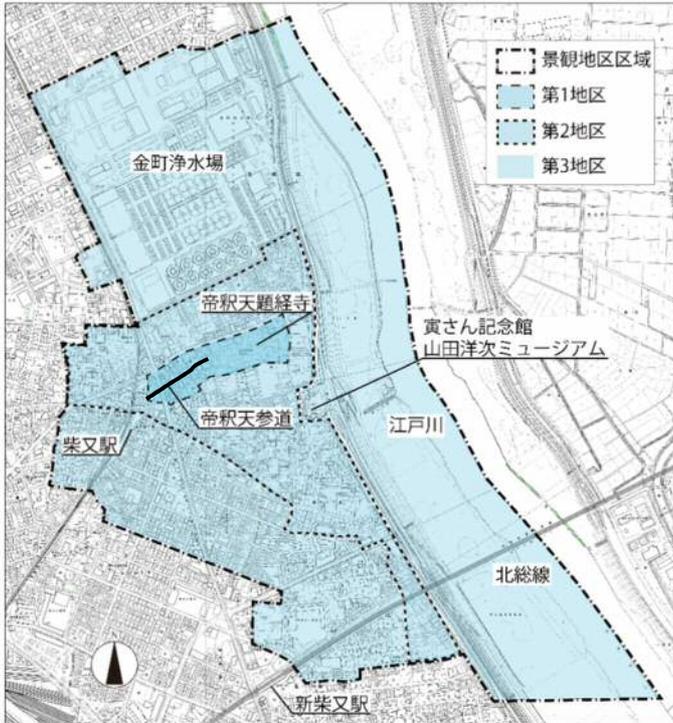
### 3 「柴又地域景観地区 運用基準-工作物編-」を作成しました

「柴又地域景観地区 運用基準-工作物編-」は、柴又地域景観地区条例で定めるルールを図や写真を交えて具体的に示すことにより、区民・事業者・区が柴又地域の景観についてイメージを共有し、景観地区条例の運用を円滑に進めていくことを目的としています。

「柴又地域景観地区 運用基準-工作物編-」の概要については、次のとおりです。

なお、「柴又地域景観地区 運用基準-工作物編-」についても、区ホームページからご覧になれます。

#### ●景観地区条例の適用範囲●

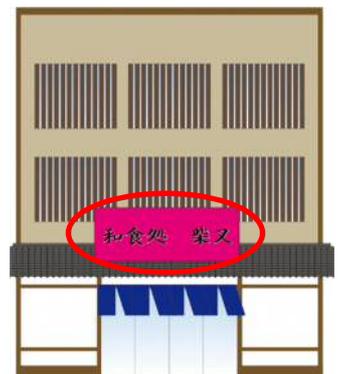


#### ◎工作物に関する主なルール

(第1～第3地区の共通ルール)

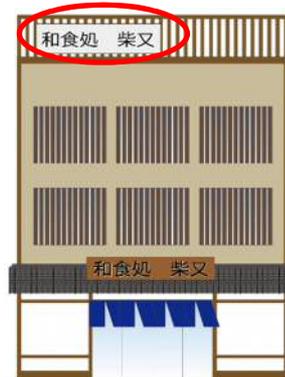
①高輝度かつ激しい点滅をする照明を禁止する。

②地の色が、鮮やか過ぎる色や蛍光色を禁止する。



③看板等の屋上への取り付けを禁止する。

ただし、屋上手すりの高さを超えず、かつ、屋上手すりに設置するものはこの限りではない。



※カラー版は、町会の掲示板又は、区ホームページをご覧ください。

### 4 葛飾柴又の文化的景観の取組み

葛飾柴又の文化的景観については、その価値を保存・活用していくための「保存計画」を基に、国の文化財で「風景の国宝」とも言われる「重要文化的景観」に選定されるよう取組みを進めており、7月には選定申出を行います。

#### ●葛飾柴又の文化的景観保存計画に関すること

葛飾区 郷土と天文の博物館 担当 石橋・中妻  
〒125-0063 葛飾区白鳥 3-25-1  
電話:03-3838-1101

#### ●保存するためのルール(都市計画)に関すること

葛飾区 都市整備部 調整課 担当 大谷・中村  
〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1  
電話:03-5654-8372